

平成20年第4回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 平成20年12月 8日 午前10:00

○散 会 午前11:28

○出席議員（20名）

1番 千田正英	2番 戸田俊樹	3番 児玉春雄
5番 澤井昭二郎	6番 藤原幸雄	7番 佐藤恵佐雄
8番 小林悟	9番 佐藤義久	10番 赤平末次郎
11番 藤原典男	12番 佐藤幸孝	13番 佐藤昇
14番 伊藤博	15番 伊藤栄悦	16番 菅原久和
17番 中川光博	19番 大谷貞廣	20番 西村武
21番 堀井克見	22番 藤原幸作	

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長	石川光男	副 市 長	鑑 利 行
教 育 長	小林洋	総 務 部 長	伊藤賢志
会 計 管 理 者	門間鋼悦	産 業 建 設 部 長	宮田隆悦
水 道 局 長	澤井昭	教 育 次 長	山平東
市 民 生 活 部 長	鈴木鋼生	福 祉 保 健 部 長	鈴木公悦
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長・ 監 査 委 員 事 務 局 長	櫻庭新悦	総 務 課 長	児玉俊幸
市 長 公 室 長	鈴木司	財 政 課 長	幸村公明
税 務 課 長	伊藤正	産 業 課 長	根 一
建 設 課 長	山口義光	総 務 学 事 課 長	鎌田雅樹
生 活 環 境 課 長	鈴木利美	市 民 課 長	藤原貞雄
社 会 福 祉 課 長	山平重男	高 齡 福 祉 課 長	伊藤律子
健 康 推 進 課 長	小林健一	収 納 課 長	菅原龍太郎
追 分 出 張 所 長	鈴木久雄	農 業 委 員 会 事 務 局 長	田仲茂隆

下水道課長	三浦永寿	都市整備課長	佐々木博信
スポーツ振興課長	菅原徳志	幼児教育課長	伊藤清孝
生涯学習課長	瀬下三男	昭和総合窓口センター長	川上秀佐男
代表監査委員	渡邊普二		

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	門間裕一	議会事務局次長	伊藤正吉
--------	------	---------	------

平成20年第4回潟上市議会定例会日程表（第1号）

平成20年12月8日（1日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長）
- 日程第 5 議案第78号 潟上市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（案）について
- 日程第 6 議案第79号 潟上市議会議員及び潟上市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 7 議案第80号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 8 議案第81号 潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第82号 潟上市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第10 議案第83号 潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第11 議案第84号 潟上市都市公園等6施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第85号 潟上市飯田川社会福祉会館の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第86号 潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第87号 潟上市昭和デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第88号 潟上市昭和在宅介護支援センターの指定管理者の指定について

- 日程第 1 6 議案第 8 9 号 平成 2 0 年度潟上市一般会計補正予算（第 5 号）（案）について
- 日程第 1 7 議案第 9 0 号 平成 2 0 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 1 8 議案第 9 1 号 平成 2 0 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 1 9 議案第 9 2 号 平成 2 0 年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 2 0 議案第 9 3 号 平成 2 0 年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 2 1 議案第 9 4 号 平成 2 0 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 2 2 議案第 9 5 号 平成 2 0 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 2 3 同意第 8 号 潟上市豊川財産区管理委員の選任について
- 日程第 2 4 陳情第 1 5 号 陳情書（老人福祉施設事業所対策について）
- 日程第 2 5 陳情第 1 6 号 労働者派遣法の改善のため意見書を提出することを求める陳情書
- 日程第 2 6 陳情第 1 7 号 介護保険制度の抜本的改善を国に求める意見書採択を要請する陳情書
- 日程第 2 7 陳情第 1 8 号 医師・看護師不足を解消し、安心して地域医療を進めるために国・県に意見書提出を求める陳情書
- 日程第 2 8 陳情第 1 9 号 特別支援教育支援員の配置に関する陳情書
- 日程第 2 9 陳情第 2 0 号 豊川小学校を存続させ、地域社会の活性化と発展を求める陳情書
- 日程第 3 0 陳情第 2 2 号 雇用・能力開発機構の存続にかかる要望活動について（依頼）

午前10時00分 開会

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成20年第4回潟上市議会定例会を開会致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（藤原幸作） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において19番大谷貞廣議員および20番西村 武議員を指名致します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（藤原幸作） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮り致します。本定例会の会期は、去る11月28日、議会運営委員会において審査の結果、本日8日から18日までの11日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から18日までの11日間と決定しました。

【日程第3、諸般の報告】

○議長（藤原幸作） 日程第3、諸般の報告に入ります。

議長としての報告事項は、お手元に配布してあるとおりであり、朗読、説明は省略します。

次に、議会運営委員長からの報告を行います。15番伊藤議会運営委員長。

【議会運営委員会の報告】

○議会運営委員長（伊藤栄悦） おはようございます。議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は、11月28日に委員、正副議長、当局からの説明員として副市長、総務部長、12月4日に委員、正副議長の出席のもとに開催しております。

本定例会の運営についてご報告致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、議案第78号の条例の制定（案）は総務常任委員会へ付託、議案第79号、80号の条例改正（案）は総務常任委員会へ付託、議案第81号の条例改正（案）は社会厚生常任委員会へ付託、議案第82号、83号の条例改正（案）は産業建設常任委員会へ付託、議案第84号の指定管理者の指定については産業建設常任委員会へ付託、議案第85号から議案第88号の指定管理者の指定については社会厚生常任委員会へ付託、議案第89号から議案第95号の各会計の補正予算（案）については所管の常任委員会へ付託、同意第8号については本会議にてという区分で行うことと致します。

なお、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますので、ご確認ください。

請願・陳情については、お手元に配布の請願・陳情一覧表のとおり各所管の常任委員会へ付託することと致します。

なお、要請・要望が中心であるものについては、皆様のお手元のコピーで内容をご確認ください。

一般質問について申し上げます。

通告者が5名となりましたので、12月10日の1日で終了し、12月11日は本会議を休会とします。

5名の通告者について質問順番の抽選をした結果、12月10日水曜日の1番めに9番佐藤義久議員、2番めに17番中川光博議員、3番めに19番大谷貞廣議員、4番めに11番藤原典男議員、5番めに7番佐藤恵佐雄議員となりましたので宜しくお願い致します。

当局へ資料提出を依頼する場合の手続きについて申し上げます。

皆様のお手元に提出依頼の手続きならびに資料の定義、資料提出依頼の根拠を記載したものを配布しております。今後はこれに沿って委員会、議員各位におかれましては対応いただくようお願い致します。

常任委員会の開催について申し上げます。

総括質疑が12月12日の午前で終了の場合は、会場への移動、その他諸準備もあることから同日の午後1時30分から開催の予定とし、総括質疑が12月12日の午後にはわたる場合は、翌週の12月15日午前10時からの開催予定とします。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで議会運営委員長からの報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

【日程第4、行政報告】

○議長（藤原幸作） 日程第4、市長より行政報告がありますので、これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） おはようございます。

本日ここに平成20年第4回定例会を開会しましたところ、議員各位には、ご多忙のところご出席を賜り誠にありがとうございました。

提出議案の審議に先立ち、第3回定例会以降の市政にかかわる主な事項の報告と提出議案の概要について申し上げます。

はじめに、11月3日に挙行致しました表彰式典について申し上げます。

合併後初の本式典においては、水中写真家として世界的に活躍する昭和出身の中村征夫氏を潟上市初の名誉市民として顕彰し、永くその栄誉を讃えることと致しました。また、各分野にご尽力を賜りました36名の方々を功労者として讃えるとともに、242名の方々の日頃の実践的活動に対し感謝の意を表しました。

合併4年めに当たり、それぞれ固有の歴史、文化、伝統のもとに今日の潟上市があることに感慨を新たにし、未来永劫、より発展していくことを市民皆様とともに誓い合いました。

壇上において、潟上市名誉市民第1号の中村征夫氏が「これからは秋田県出身ではなく、秋田県潟上市出身と述べたい」と語られたことが強く印象に残っております。

潟上市民が融和し「合併してよかった」と言われるよう「市民による市民のためのまちづくり」、「心の合併」に前進あるのみと心しております。

次に、10月23日の秋田県立大学と潟上市による連携協力協定の調印について申し上げます。

県立大学が市町村と連携協力協定を結ぶのは、潟上市が第1号となります。この協定は、市・大学がそれぞれ保有している資源や情報、研究成果等を有機的に活用し、地域社会の発展や産業振興を目的に、潟上市地域再生計画をはじめ環境、産業、文化などさまざまな分野で学官協同のまちづくりに取り組んでいくものであります。

地域再生計画の実現を目指し、平成21年1月から総務部に活性化推進室を設置し、その取り組みを強化推進してまいりたいと考えております。

次に、企業誘致関係について申し上げます。

農林水産省のソフトセルロース利活用技術確立事業で、本県がモデル地区として採択

されました。平成20年から24年の5年間、潟上市および大潟村をフィールドとして稲わらを原料とするバイオエタノールの実証事業が行われることとなります。これに伴い、本市の昭和工業団地にプラントを建設し、実証を行うものであります。

この事業は、稲わらを原料とするバイオエタノールの製造実証および走行実証を通して、食料供給と競合しないソフトセルロースからバイオエタノールを製造する技術の確立を目指すものであります。

バイオエタノール製造実証の事業主体は、カワサキプラントシステムズ株式会社（川崎重工業（株）100%子会社）で1日当たり200リットルの製造を目指しております。また、バイオ燃料の製造には発酵技術が必要とされ、この事業に潟上市の小玉醸造株式会社が協力機関として参加しております。工場の敷地面積は約4,800平方メートル、総事業費は約20億円であり、来年10月の操業予定となっております。

次に、本年度、新たに潟上市企業懇話会の設立を進めてまいりましたが、準備会を経て11月21日の総会において16企業・2団体により正式に発足致しました。これを機に、市内企業との情報交換の場の拡大および企業への支援活動等を強化したいと考えております。

また、県内市町村と企業で組織する秋田県企業誘致推進協議会が東京都と愛知県で開催され、潟上市への企業立地の優位性をアピールしてまいりました。今後も、本市経済の活性化および雇用拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、消防の広域化について申し上げます。

男鹿市・潟上市・南秋田郡町村の消防広域化につきましては、9月定例会で協議内容や進捗状況を報告致しましたが、議員の皆様からいただいた意見等につきましては、去る11月4日、各市町村の首長による協議会を開催致しました。

協議会では、負担金の負担方法については引き続き協議する必要があること、効率的な人員配置による安心安全の地域社会を目指した運営計画や施設整備計画等の素案の作成を進める必要があることなどから、平成21年4月としておりました統合期日を22年4月と致しました。また、協議会を定期的開催し、懸案事項について継続的に検討していくことと致しました。

次に、飯田川雇用促進住宅について申し上げます。

飯田川雇用促進住宅については、先の9月定例会において独立行政法人雇用・能力開発機構から平成20年度以内に譲渡もしくは廃止を決定する旨の方針が伝えられているこ

とを報告致しました。

市としての方針については、雇用・能力開発機構による土地および建物の再評価の結果を踏まえながら決定していくこととしておりましたが、その後の再評価結果として譲渡価格7,460万円が3,000万円となり、なお現在、3回めの鑑定評価を行っているとのことであります。

今後、同機構では平成20年度中に入居者への説明会を開催し、21年度中の退去を進め、退去することが困難な入居者については22年11月まで延長することとしております。

購入価格もさることながら建物の老朽化等、築後32年により予想されます大規模修繕や耐震補強、アスベスト等への対応など、より慎重な対応が求められるものと考えております。

次に、潟上市食育推進計画（仮称）について申し上げます。

本計画は、食育基本法に基づく市町村食育推進計画として位置づけ、市民一人ひとりが健全で心豊かな生活を送れるよう食について自ら考える習慣を身につけ、バランスのとれた健全な食生活を実践し、地域の食文化への理解を深め、自然の恵みや食にかかわる人々への感謝の心を育む食育を推進することを目的としております。

計画期間は平成21年度から平成25年度の5か年とし、年度内策定を目指し、11月25日に食育推進計画策定懇談会を開催致しました。懇談会は、食生活改善推進協議会委員、PTA関係者および公募委員らで構成されており、市で現在作成中の素案に対し提言することを目的としております。

次に、福祉灯油購入助成事業について申し上げます。

福祉灯油購入助成事業につきましては、灯油価格が一時期より安くはなっているものの依然として市民生活に与える影響は大きく、昨年度と同様に市内在住の高齢者、重度障害者世帯に対し1万円、ひとり親、生活保護世帯に対し5,000円の灯油の購入に係る助成金を交付することとし、関係予算を本定例会に計上しております。

次に、市補助金等審査委員会の審査結果について申し上げます。

市では、補助金等の適正な執行および補助事業の実施について評価・見直しを行うため、市民等による潟上市補助金等審査委員会を設置し、これまで5回にわたり審査を実施してまいりました。

審査終了後の10月20日、同審査委員会より審査結果を踏まえた提言書が提出されております。この中では、合併前から引き継いでいる補助事業の統廃合や補助金等交付要綱

の整備、各団体の決算状況の改善等について貴重なご提言をいただいております。市と致しましても提言内容を十分に検討しながら、今後の行政運営に反映させてまいりたいと考えております。

次に、市税の収納対策について申し上げます。

潟上市インターネット公売は3回目を終了し、差押財産24物件のうち18物件が落札され73万9,530円を滞納金額に充当しております。さらに、4回めからは収納率向上と納税の公平の確保から不動産の公売を執行してまいります。公売に付する不動産は当面、更地および非現住家屋で市税に優先する権利の設定がないものから順次入札していく予定にしております。

また、本年12月から毎月最終日曜日に午前8時30分から午後5時15分まで開庁し、収納課職員が税金の休日収納と分納相談に応じていくこととしております。

さらに、管理職職員による滞納税金徴収チームをつくり、12月1日から1月31日までの2か月間、自主財源確保のため、滞納者宅を個別訪問し収納対策に当たることとしております。

次に、上水道事業について申し上げます。

上水道事業につきましては、現在、牛坂地区および追分地区の一部の給水について秋田市から受水をして対応してまいりましたが、先般、秋田市から水道計画の見直しに当たり本市の対応方を求められております。このことから本市では、追分浄水場の老朽化等を考慮し、水源水量が最も有望と推測される出戸浄水場から追分地区に供給できないか検討を進めているところであります。その前提として渇水期（2月、8月）の水源調査が不可欠となることから、水源調査を2月に実施すべく関係予算を本定例会に計上しております。

今後、水源調査の結果を踏まえ、牛坂地区および追分地区の水不足解消のための整備計画とともに大崎・江川地区の未給水区域の解消計画も含めた国への認可変更申請が必要となります。

次に、飯田川有線放送施設の落雷被害について申し上げます。

11月2日午前8時55分頃、飯田川有線放送施設の飯塚分散局に3回、本部局に2回の落雷があり、それぞれの放送架に大きな被害がありました。放送架については高速避雷器設置以前からの機器で落雷被害は初めてであります。

被害の状況から修理は不可能であるため放送架の取り替えが必要となり、その費用全

部を共済金で賄うこととしております。なお、平成18年1月に落雷対策として高速避雷器を設置しました機器に被害はありませんでした。

次に、潟上市自治会長会議について申し上げます。

11月25日に八郎潟ハイツにおいて平成20年度潟上市自治会長会議を開催致しました。当日は、市から防犯灯の修理や冬季の道路除排雪計画、小学校のスクールガードの活動状況などについて説明するとともに、地域課題等について活発な意見交換を行いました。

次に、連絡嘱託員制度の廃止について申し上げます。

現在、広報等の行政からの配布物については、天王地区は連絡嘱託員が配布し、昭和・飯田川地区では自治会が配布を行っております。この取り扱いについては、合併協議において当面現行のとおりとし、統一に向けた協議を進めてまいりましたが、このほど市内全域において自治会で対応することとし、平成21年4月をもって連絡嘱託員制度を廃止する予定であります。

なお、行政からの広報配布等については、平成20年度から月2回の配布を月1回にすることで約720万円の経費削減が図られております。

次に、ふるさと納税に係るウェルカムサービスについて申し上げます。

ウェルカムサービスは、ふるさと納税をきっかけにふるさととの絆を深めることを目的として、寄附してくださった方に今度はふるさとから「いつでもおいでください」というメッセージを込めた県内各施設の利用料の割引等のサービス券を贈るものであります。県と参加市町村で実施するもので、本市としましてもスカイタワー無料利用券などの提供を検討しております。

なお、10月末現在の寄附金申し込み状況は、10件、134万円となっております。

次に、農業関係について申し上げます。

本市における水田経営所得安定対策加入については、認定農業者・集落営農組織ともに目標数を上回り農家への周知が図られたものと思います。

組織化が進む中、経営基盤の強化と法人化に向けた取り組みが大きな課題であり、県では一集落一戦略団地をスタートさせ、経営の中心となる戦略作物を導入し、収入増につながる経営面での検証が行われております。

これまでの制度の対応から経営戦略など実践対策に移行するため、農業関係団体と連携し経営の健全化の指導や経営コンサルティング、法人化に向けた支援・誘導、新作物の導入や技術の普及指導を行い、経営基盤の強化を図ってまいります。

稲作の状況につきましては、東北農政局秋田農政事務所が10月30日に発表した県央の作況指数は「105」のやや良で、予想収穫量は全県平均を4キロ上回る606キロとなっております。要因と致しましては、もみ数が多かったことに加え、9月以降好天が続き登熟が促進したことによるものと考えられます。

本市における米の品質につきましては、11月現在で1等米比率が98%と高い値を示しております。このことは、的確な薬剤の選択と散布などによるカメムシ類の防除対策が功を奏したものと思われま。

果樹の状況につきましては、和梨の集荷量が昨年と比較し120%となっております。品質は平年並みであります。単価は昨年より低くなっており、10月末現在の販売量は10キロ入り約6万1,500ケースで、販売額は前年度と同程度となっております。

花きの状況につきましては、輪菊は全般的に品質は良好であり、出荷量も例年と同量であります。単価は例年より低く、燃料の高騰も重なり今後の経営への影響が懸念されるところであります。

また、シクラメンなどの鉢物も品質は例年並みであります。単価は低くなっており、出荷は1週間から10日ほどの遅れとなっております。

転作大豆につきましては、刈り取り始期が10月15日頃で終期は11月末となっております。11月現在の検査実績で、品質は大粒で高品質であり、収量におきましても例年並みとなっております。

次に、経営体育成基盤整備事業について申し上げます。

天塩地区経営体育成基盤整備事業は、農地の利用集積を促進させるため、事業名称が農地集積加速化基盤整備事業に変更になりました。

11月20日に行われました県農業農村整備事業計画審査会で平成21年度新規地区として申請を認めていただき、先般、天王土地改良区が県に採択申請書を提出したところであります。

次に、教育関係について申し上げます。

中学生によるキャリア・スタート・ウィーク職場体験について申し上げます。

市内3中学校において、市外を含む78の事業所のご協力をいただき職場体験をしております。働くことの楽しさや厳しさを感じ取ったり、また、職場の人々との触れ合いを通してふるさとへの愛着心が育った有意義な活動となりました。受け入れてくださった各事業所に感謝とお礼を申し上げますとともに、今後ともご理解とご協力をお願いするも

のであります。

次に、今年度の文化祭について申し上げます。

天王地区については10月18日・19日に、昭和・飯田川地区については10月25日・26日に合同文化祭を実施し、盛会裡に終えることができました。天王公民館を会場に行われました19日の文化講演会では、東ちづるさんが「泣いて笑ってボランティア珍道中」を演題に講演し、約700人の市民が大きな感動に包まれました。また、25日には羽城中学校体育館を会場に第4回音楽祭を開催し、多くの市民が鑑賞に訪れました。

次に、文化財保護について申し上げます。

飯田川飯塚の小玉家住宅が、北秋田市の金家住宅とともに県内では初めて近代和風建築で国の重要文化財に指定される予定となっておりましたが、12月2日、官報で正式に指定になりました。小玉家住宅は東北日本海側の民家に特徴的な座敷構成を継承しつつ、庭園鑑賞を意識した多彩な接客空間が見られ、また、秋田杉等の銘木を用いて精巧に施工された近代和風建築として認められたものであります。今後、住宅の所有者であります小玉真一郎氏と協議をし、文化財保護・保存に努めたいと存じます。

本定例会には、議案として潟上市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（案）他5件の条例案、潟上市都市公園等6施設の指定管理者の指定について他4件の指定管理者の指定、平成20年度潟上市一般会計補正予算（案）他各会計補正予算（案）6件ならびに同意案件として潟上市豊川財産区管理委員の選任についてを提出しております。

以上が行政報告ならびに本定例会に提出しております議案であります。適切なるご決定を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（藤原幸作） これで市長の行政報告を終わります。

【日程第5、議案第78号 潟上市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第5、議案第78号、潟上市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第78号について当局より提案理由の説明を求めます。伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） それでは、議案第78号、潟上市長期継続契約を締結することが

できる契約に関する条例（案）について。

潟上市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例を次のように制定するものとする。

平成20年12月8日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますけれども、地方自治法第234条の3および地方自治法施行令167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約について必要な事項を定めるため、関係条例を制定するものであります。

この長期継続契約の条例の目的は、翌年度以降にわたり物品を借入れ、または役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約にかかわる事務の取り扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例を定めるものであります。これは平成16年度に制度改正がありまして、身近に利用するものの項目が増えたことから条例制定を考えたものでございます。

主なものとしては、事務機器、車両等のリースや電算システム、庁舎等の保守業務や一般廃棄物の収集業務等にかかわる契約で、契約年数としては3年ないし5年となります。

次のページお願い致します。

潟上市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（案）であります。第1条の趣旨、この条例は、地方自治法および地方自治法施行令の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる条例について必要な事項を定めるものでございます。

それから第2条は、長期継続契約を締結することができる契約であります。施行令に規定されている条例で定める契約を掲げてございます。

第1号は、複写機、それから電子計算機等の事務機器、ソフトウェアおよび車両の貸借でありまして、貸借契約はリース契約でございます。運用基準で定めている契約期間については、対象物品の貸与年数に基づき5年を目安に商慣習条例に定めるリース期間としてございます。

次に、第2号は庁舎および学校等の施設の保守および維持管理、電子計算システムの保守および維持管理ならびに各種運搬業務にかかわる委託契約で、想定される契約の例としては建物の環境衛生業務、廃棄物収集業務、電気・機械設備の保守管理業務などがあり、契約期間としては3年以内を目処としております。

次に、第3号はその他物品を借り入れる契約でございます。商慣習上複数年にわ

たり契約を締結することが一般的であるもの、または毎年4月1日から経常的な役務の提供を受ける契約であって、複数年にわたる契約を締結しなければ安定的な役務の提供の確保に支障を及ぼす恐れがあるもので市長が特に認めるものとしております。これは今後新たに出てきたものについては市長が認めた場合になります。

それから第3条、委任でございますけれども、この条例の施行に関し必要な事項は別に定めるとして、期間などの運用に関する詳細については基準を定めてございます。

附則は、この条例は平成21年1月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

【日程第6、議案第79号 潟上市議会議員及び潟上市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第6、議案第79号、潟上市議会議員及び潟上市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第79号について当局より説明を求めます。櫻庭選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（櫻庭新悦） それでは、議案第79号についてご説明申し上げます。

本案は、潟上市議会議員及び潟上市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）についてであります。

潟上市議会議員及び潟上市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成20年12月8日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公共団体の長の選挙におけるビラの頒布に関する公費負担について規定する必要があるため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページ、概略を申し上げますが、表題中の「選挙運動用自動車の使用の公営及び選挙運動用ポスターの作成」を「選挙運動」に改めるものでございます。これは、今後

において法改正によりこういう部門が増える場合にあっては、そのつど題名を改める必要のないよう題名を「選挙運動」にするものでございます。

第1条は、今回の法改正により、ビラの作成の公営が認められたことに伴う条項ならびに語句の整理でございます。

第2条から第4条までは、おおむね語句の整理でございます。

第6条から第8条までは、今回の法改正により選挙運動用ビラの作成の公営、選挙運動用ビラの作成の契約締結の届け出、選挙運動用ビラの作成にかかわる公費支払いに関する条項として新たに加えられることになった条項でございます。

第9条以降第12条については、選挙運動用ビラの作成の公営等にかかわる条項として新たに3条が加えられることに伴う条項の整理でございます。

今回の改正案の主な内容につきましては、潟上市長の選挙における候補者の選挙運動用ビラの1枚当たりの単価を7円30銭とすることと、同じくビラの作成枚数を上限1万6,000枚までとするものでございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

【日程第7、議案第80号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第7、議案第80号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第80号について当局より説明を求めます。伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） 議案第80号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年潟上市条例第49号）の一部を次のように改正するものとする。

平成20年12月8日提出 潟上市長 石川光男でございます。

提案理由でございますけれども、先ほど市長の行政報告もありましたように連絡嘱託員制度が廃止されることに伴い、別表の規定を改めるとともに、あわせて所要の規定を整備する必要があるため、条例の関係部分を改正するものでございます。

内容については、天王地区で実施している連絡嘱託員制度につきましては、昭和37年4月の旧天王町当時から行政と住民の橋渡しとして合併後の現在まで広報等の連絡物の

配布を行っておりました。行政からの広報等の連絡物については、合併前から昭和・飯田川地区は自治会で行い、天王地区は連絡嘱託員が行うシステムとなっております。合併時から統一に向けた協議がなされ、合併協定書では当面現行のとおりと、新市において調整すると明記されてございます。このことから、全地域を自治会で配布することを念頭に天王地区の自治会長さん、それから自治会、連絡嘱託員の方々とこれまで協議を重ねた結果、平成21年4月をもって廃止することと致しました。

次のページでございませけれども、別表中の「連絡嘱託員」を削除し、また、これまでその他の特別職として取り扱ってきたもののうち、今後も継続的に開催される委員会等の委員について別表に追加し、明文化するものでございます。表彰審議会委員、それから指定管理者選定委員会委員などの日額報酬が3,000円のもの約16件でございます。それから日額報酬6,000円のものとして、豊川財産区管理委員会委員を追加するものでございます。

施行は、連絡嘱託員の削除については平成21年4月1日で、その他に関する部分については公布の日からとなります。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

【日程第8、議案第81号 潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第8、議案第81号、潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第81号について当局より説明を求めます。鈴木市民生活部長。

○市民生活部長（鈴木鋼生） ただいま上程されました議案第81号についてご説明致します。

本案は、潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）でございます。

潟上市国民健康保険条例の一部を次のように改正するものとする。

平成20年12月8日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、産科医療補償制度が創設されることに伴い、出産育児一時金に関する規定を改める必要があるため、条例の関係部分を改正するものであります。

9ページになりますけれども、潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）。

潟上市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項号「支給する。」の次に「ただし、市長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。」を加え、同条第2項中「第4条」を「次条」に改めるものでございます。

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

2として、施行日以前に被保険者に係る潟上市国民健康保険条例第3条の規定による出産育児一時金の額は、なお従前の例によるということでございます。

これは、第3条関係は出産育児一時金、これは現在35万円でございますけれども、規則で定めるところにより3万円を上限に加算をするものでございます。これは出産に係る事故を補償する産科医療補償制度が平成21年1月1日から開始され、制度に加入する病院等に出産した場合に出産費用が3万円程度加算されることから、出産育児一時金についても3万円ほどの加算をするものでございます。

なお、社会保険を規定する健康保険法についても同様の改正がなされる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

【日程第9、議案第82号 潟上市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第9、議案第82号、潟上市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第82号について当局より説明を求めます。宮田産業建設部長。

○産業建設部長（宮田隆悦） おはようございます。

それでは、議案第82号、潟上市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）について、ご説明致します。

潟上市工場等設置奨励条例の一部を次のように改正するものとする。

平成20年12月8日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、工場等を新設または増設した場合の奨励措置の対象に関する規定を改める必要があるため、条例の関係部分を改正するものであります。

それでは参考資料の方をお願い致します。

潟上市工場等設置奨励条例の一部を次のように改正するものであります。

参考資料の12ページをお願い致します。

この表は、潟上市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例案の新旧対照表であります。

改正案の内容は、第3条第3号中「増設」の次に「。ただし、当該工場等が研究新設に該当する場合は、この限りでない。」を加えるものであります。

附則と致しまして、この条例は平成21年1月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

【日程第10、議案第83号 潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第10、議案第83号 潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第83号について当局より説明を求めます。宮田産業建設部長。

○産業建設部長（宮田隆悦） それでは、議案第83号、潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について、ご説明致します。

潟上市道路占用料徴収条例の一部を次のように改正するものとする。

平成20年12月8日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、道路占用料の額を改める必要があるため、条例の関係部分を改正するものであります。

それでは、参考資料の13ページ以降をお開き願います。

14ページでございますが、潟上市道路占用徴収条例の一部を改正する条例（案）でございます。

この表は、潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表であります。

改正案の内容につきましては、道路法第32条に規定されている道路の占用の許可に関して、同条に掲げる工作物、物件または施設が道路を使用しようとする場合におけるその占用料を改正するものであります。

このたびの改正は、道路法施行令の一部を改正する政令が平成20年1月18日に公布されたことによる国からの改正情報の提供によるもので、平成21年4月1日に施行する予定であります。

改正の大きな要因と致しましては、現行の占用料が平成8年4月に改正されて以降、見直しが行われないうまま現在に至っていること。現行の占用料の基礎となる地価水準が平成6年度の地価水準に比べて約5割ほどに下落したことであります。

主な改正単価の内容については、新旧対照表のとおりであります。

この改正に伴う収入比較につきましては、おおよそ337万2,000円ほどの減額となる見込みであります。減少率は33%であります。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

【日程第11、議案第84号 潟上市都市公園等6施設の指定管理者の指定について から 日程第15、議案第88号 潟上市昭和在宅介護支援センターの指定管理者の指定について】

○議長（藤原幸作） 日程第11、議案第84号 潟上市都市公園等6施設の指定管理者の指定についてから日程第15、議案第88号、潟上市昭和在宅介護支援センターの指定管理者の指定についてを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第84号から議案第88号について当局より一括して説明を求めます。伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） 議案第84号、潟上市都市公園等6施設の指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

平成20年12月8日提出 潟上市長 石川光男

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

鞍掛沼公園、追分地区公園、元木山公園、飯田川南公園、天王多目的健康広場、
飯田川二荒山グラウンドゴルフ場

2 指定管理者と団体

秋田県潟上市天王字棒沼台306番地
むつみ造園土木株式会社天王事業所

天王事業所長 杉村 文夫

3 指定の期間ですけれども、平成21年4月1日から平成26年3月31日まででございます。

鞍掛沼公園以下6施設でございます。この6施設については、市のホームページならびに市の広報等により広く募集を呼びかけ公募制を採用した結果、潟上市内の1団体より応募がありました。先般12月21日に選定委員会を開催致しまして、平成20年度第1回指定管理者選定委員会の中でプレゼンテーションを実施しながら、潟上市の公の施設の指定管理者候補者決定基準により慎重審査致しました。

その結果、これまでの管理業務に秋田県立小泉潟公園、秋田農業研修センター、生態系公園、類似施設の大きな実績がございました。それから施設の性質上、特に重要である公園施設、緑地管理の危機管理に優れているということ。それから集客力向上、サービス向上のための取り組みの提案がより具体的であることの3点が特に優れておりまして、今回の指定となったわけでございます。

指定管理者制度の導入経緯については議会の皆様に全員協議会でも説明しておりますが、民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに管理運営費の削減を目的としておるものでございます。導入に多様化する住民ニーズに効率的、効果的に対応することが可能となることから、市と施設利用者に大きな利益をもたらすと考えております。特に、公募による指定管理者の選定は今回が初めてでございましたけれども、今後、他の施設についても公募制を導入することになりますが、ひとつの指標として本施設の管理運営内容について注視していきたいと考えております。

その他、都市公園6施設以外に公募致しました4施設がございます。天王緑の健康広場、それから大久保駅前広場、それから江川漁港集落運動広場、昭和緑地休養施設、いずれも1団体もしくは2団体の公募がございましたけれども、申請された提案内容について詳細に審査した結果、効果的な管理や適切かつ確実な管理維持を行う能力について不安要素がございました。一番の問題というか課題でございますけれども、一部現状維持プラス自主事業の中で、経費面について現在の管理料を上回るものがあったということで、なかなか選定委員の理解を得られなかった部分が見受けられまして、候補者の選定には至らなかったということがございました。今後この4施設については制度の周知および関係団体に対し指導の上、再度公募に向け進めたいと思っております。

次に、議案第85号、潟上市飯田川社会福祉会館の指定管理者の指定についてござい

ますけれども、地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

平成20年12月8日提出 潟上市長 石川光男

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

潟上市飯田川社会福社会館

2 指定管理者となる団体

秋田県潟上市飯田川和田妹川字千刈8番地2

社会福祉法人 潟上市社会福祉協議会

会長 菅原 三朗

3つめでございますけれども、指定の期間が平成21年4月1日から平成24年3月31日までとなっております。

次に、議案第86号 潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館の指定管理者の指定についてでございますけれども、これも地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

平成20年12月8日提出 潟上市長 石川光男

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館。

2 指定管理者となる団体

秋田県潟上市飯田川和田妹川字千刈8番地2

社会福祉法人 潟上市社会福祉協議会

会長 菅原 三朗

3つめ、指定の期間でございますけれども、平成21年4月1日から平成24年3月31日までとなっております。

次に、議案第87号、潟上市昭和デイサービスセンターの指定管理者の指定についてでございますけれども、地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

平成20年12月8日提出 潟上市長 石川光男

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

潟上市昭和デイサービスセンター

2 指定管理者となる団体

秋田県潟上市昭和大久保字北野海老漣沼端74番地 3

社会福祉法人 昭和ふくし会。理事長 菅原三朗。

3 つめ、指定の期間が平成21年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日までです。

次に、議案第88号 潟上市昭和在宅介護支援センターの指定管理者の指定についてでございますけれども、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

平成20年12月 8 日提出 潟上市長 石川光男

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

潟上市昭和在宅介護支援センター。

2 指定管理者となる団体

秋田県潟上市昭和大久保字北野海老漣沼端74番地 3

社会福祉法人 昭和ふくし会、理事長 菅原三朗でございます。

3 指定の期間、平成21年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まででございます。

いずれもこの福祉施設 4 施設については施設の性格、設置の目的および市の福祉政策と密接な関係を考慮し、前回平成18年 4 月 1 日から 3 年間、指定した団体と同様とする単独指名による、公募によらない指名に各団体を指定したものでございます。いずれの施設も評点の結果、当分の間、指定管理団体への管理運営することにより地域に密着した運営、それから施設機能の活用、サービスの提供など効率的な管理運営が達成できると認められるものであり、指定管理者の候補者として選定したものでございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

暫時休憩します。再開は11時15分とします。

午前 1 0 時 5 7 分 休憩

.....
午前 1 1 時 1 5 分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

【日程第 1 6、議案第 8 9 号 平成 2 0 年度潟上市一般会計補正予算（第 5 号）（案）について から 日程第 2 2、議案第 9 5 号 平成 2 0 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 3 号）（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第16、議案第89号、平成20年度潟上市一般会計補正予算（第 5

号) (案) についてから日程第22、議案第95号、平成20年度潟上市水道事業会計補正予算(第3号)(案)についてまでを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第89号から議案第95号までについて当局より一括して説明を求めます。伊藤総務部長。

○総務部長(伊藤賢志) それでは、議案第89号、平成20年度潟上市一般会計補正予算(第5号)(案)から説明致します。

一般会計および6特別会計の大綱を説明致します。

平成20年度潟上市一般会計補正予算(第5号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,595万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億3,650万9,000円とするものでございます。

はじめに、歳入予算について主なものをご説明申し上げます。

10ページでございます。12款2項2目衛生手数料は1,062万円の減額で、ごみの排出量の減少に伴うごみ処理手数料の減であります。

13款1項国庫負担金は5,922万3,000円の増額で、主に生活保護費負担金の増でございます。

13款2項2目土木費国庫補助金は960万円の増で、内容は地方道路臨時交付金でございます。

11ページになります。14款2項県補助金は530万2,000円の増であります。主なものは2目民生費県補助金と2節障害者福祉費補助金で487万5,000円の増でございます。

12ページになります。16款1項1目寄附金は134万円の増であります。ふるさと応援寄附金10件分でございます。

18款1項1目繰越金は7,807万7,000円の計上でございます。

13ページになりますけれども、20款1項1目土木債は650万円の増でございます。

続いて、歳出について申し上げます。

まずはじめに、今回の補正予算で人件費の過不足を全般にわたって調整しております。1,238万円の減となっておりますことをご報告申し上げます。

また、原油価格の高騰対策として昨年度と同様に福祉灯油助成金1,005万円、くらは指定管理料528万7,000円のほか、市直営施設の燃料費や電気料など総額で3,762万円を計上してございます。

15ページになります。2款1項9目電子計算費は1,270万7,000円の増であります、平成22年3月からの電子申請を実施するためのシステムプログラムの導入委託と、それに伴う機器の購入でございます。

16ページになります。17目基金費は134万円の増で、歳入でも申しましたふるさと応援寄附金のふるさと応援基金に積み立てるものであります。

19ページになります。3款1項1目社会福祉総務費は761万円の増で、主なものは福祉灯油購入助成金1,005万円であります。

20ページになります。3款1項2目障害者福祉費は712万1,000円の増で、主なものは事業運営円滑化事業補助助成金650万円であります。

21ページになります。3款2項5目保育園費は711万円の増で、主なものは臨時保育士賃金の897万1,000円であります。これは保育環境の充実に伴い、当初見込んだ以上に臨時保育士が必要になったことによるものでございます。

22ページをお願いします。3款2項2目扶助費は7,954万9,000円の増で、内容は医療扶助であります。

26ページになります。7款1項2目観光費は442万9,000円の増で、主なものは原油価格の高騰に伴う天王ふれあい交流センター指定管理料528万7,000円であります。

8款2項2目道路新設改良費は1,821万8,000円の増で、市道4路線の整備にかかわるものでございます。

次に、議案第90号、平成20年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）でございますけれども、平成20年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ138万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億8,910万円とするものでございます。

補正の主な内容は、保険給付費については今年4月の医療制度改正に伴う組み替えと実績見込みによる過不足の調整、各種納付金や拠出金の確定に伴う過不足の調整でございます。

議案第91号、平成20年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）でございますけれども、平成20年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,986万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億7,820万2,000円とするものであります。

主な内容と致しましては、保険給付費の実績見込みによる過不足の調整でございます。

次に、議案第92号、平成20年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第3号）（案）でございます。

平成20年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,997万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,290万1,000円とするものでございます。

これは、市長の行政報告にありましており落雷被害の復旧費でございます。

議案第93号、平成20年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）でございますけれども、平成20年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ83万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億423万4,000円とするものでございます。

主な内容と致しまして、原油価格の高騰に伴う光熱費の増額と施設設備の修繕の終了に伴う精算でございます。

議案第94号、平成20年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）でございますけれども、平成20年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,492万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億419万9,000円とするものでございます。

主な内容と致しましては、流域下水道維持管理費の負担金でございます。

議案第95号、平成20年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）でございますけれども、平成20年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的支出は各種の修繕と消火栓移設工事に伴う738万1,000円の増でございます。また、資本的支出は出戸地区の水源調査で2,193万4,000円でございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

【日程第23、同意第8号 潟上市豊川財産区管理委員の選任について】

○議長（藤原幸作） 日程第23、同意第8号、潟上市豊川財産区管理委員の選任についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

同意第8号について提出者の説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 同意第8号、潟上市豊川財産区管理委員の選任について。

下記の者を潟上市豊川財産区管理委員に選任したいので、潟上市豊川財産区管理会条例

第3条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記

住 所 潟上市昭和豊川上虻川字羽白目3番地

氏 名 大沢 巖

生年月日 昭和17年9月15日生

住 所 潟上市昭和豊川竜毛字細田5番地

氏 名 川上勝夫

生年月日 昭和10年2月11日生

住 所 潟上市昭和豊川岡井戸字中丸82番地

氏 名 佐々木良一

生年月日 昭和11年2月17日生

住 所 潟上市昭和豊川山田字家の上8番地

氏 名 石川久哲

生年月日 昭和14年10月18日生

住 所 潟上市昭和豊川上虻川字新所32番地2

氏 名 藤原三男

生年月日 昭和11年11月10日生

住 所 潟上市昭和豊川槻木字畑妻34番地2

氏 名 佐々木昭一

生年月日 昭和18年3月9日生

住 所 潟上市昭和豊川槻木字真形沢21番地3

氏 名 斉藤 勇

生年月日 昭和15年11月2日生

平成20年12月8日提出 潟上市長 石川光男

提案理由、平成20年12月26日付で潟上市豊川財産区管理委員が任期満了となるので、潟上市豊川財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を得て委員を選任しなければならないものである。これが理由でありまして、議員の皆様には7名の方々の略歴を示しておりますが、藤原三男さんと佐々木昭一さんと斉藤 勇さん、これは新任でありまして、ほかの4人は再任であります。どうか宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸作） これから同意第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから同意第8号を採決致します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。したがって、同意第8号は同意することに決定しました。

【日程第24、陳情第15号 陳情書(老人福祉施設事業所対策について) から 日程第30、陳情第22号 雇用・能力開発機構の存続にかかる要望活動について(依頼)】

○議長(藤原幸作) 日程第24、陳情第15号、陳情書(老人福祉施設事業所対策について) から日程第30、陳情第22号、雇用・能力開発機構の存続にかかわる要望活動について(依頼)までを一括議題とします。

請願・陳情の朗読と説明を省略します。

ただいま提案された陳情第15号から陳情第22号については、12月4日の議会運営委員会においてお手元に配布の請願・陳情一覧のとおり各常任委員会に付託することにしました。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 異議なしと認めます。したがって、陳情第15号から陳情第22号については各常任委員会に付託することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。

なお、10日水曜日の午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうも御苦労さまでございました。

午前11時28分 散会